

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和2年3月13日

岡山市長 大森雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ高柳店

所在地 岡山市北区高柳東町136番1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福1丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(3) 変更事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時00分から午後11時00分

(変更後) 午前8時00分から午後11時00分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
駐車場1	午前8時30分から午後11時30分
駐車場2	
駐車場3	

(変更後)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
駐車場1	午前7時30分から午後11時30分
駐車場2	
駐車場3	

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口の数	位置
駐車場 1	3 箇所	出入口 1 (出口専用)、出入口 2、出入口 3 (入口専用) (添付図 3-1 に記載のとおり)
駐車場 2	2 箇所	出入口 4 (駐車場 2 への通路)、出入口 5 (添付図 3-1 に記載のとおり)
駐車場 3	2 箇所	出入口 6 (入口専用)、出入口 7 (出口専用) (添付図 3-1 に記載のとおり)
合計	7 箇所	

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	位置
駐車場 1	5 箇所	出入口 1 (出口専用)、出入口 2、出入口 3 (入口専用)、 出入口 4 (駐車場 2 への通路) 出入口 8 (添付図 3-2 に記載のとおり)
駐車場 2	2 箇所	出入口 5、出入口 9 (添付図 3-2 に記載のとおり)
駐車場 3	2 箇所	出入口 6、出入口 7 (添付図 3-2 に記載のとおり)
合計	9 箇所	

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時 00 分から午後 7 時 00 分

(変更後) 午前 5 時 00 分から午後 9 時 00 分

(4) 変更年月日

令和 2 年 2 月 19 日

2 届出年月日

令和 2 年 2 月 18 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和 2 年 3 月 13 日から令和 2 年 7 月 13 日

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課